

資料

資料1 食育に関するアンケート調査について

食育に関するアンケート調査の結果

調査方法

- 対象 I) 佐世保市民16～79歳 4,000名
II) 佐世保市内の施設に通園する未就学児(5歳児)2,101名
III) 佐世保市内の公立小学校2年生 489名
佐世保市内の公立小学校5年生 505名
佐世保市内の公立中学校2年生 556名
- 調査方法 I) 佐世保市民16～79歳は郵送にて調査票配布及び回答後返信
II) 未就学児(5歳児)は各施設に持参もしくは園長会にて配布し、施設から保護者へ調査票配布、保護者から直接郵送
III) 公立小学校2年生・5年生は各小学校から児童へ調査票配布及び回収、
公立中学校2年生は各中学校から生徒へ調査票配布及び回収
- 調査期間 令和2年10月末～11月末
- 回答者数・回答率 I) 対象者4,000名のうち、回収数1,808通(回収率45.2%)、このうち性別無記入者を除く1,792通を有効回答とした(有効回答率99.1%)
II) 未就学児:対象者2,101名のうち、回収数1,123通(回収率53.5%)、
これらはすべて有効回答とした(有効回答率100.0%)
III) 小学2年生:対象者489名のうち、回収数478通(回収率97.8%)、
これらはすべて有効回答とした(有効回答率100.0%)
小学5年生:対象者505名のうち、回収数490通(回収率97.0%)、
これらはすべて有効回答とした(有効回答率100.0%)
中学2年生:対象者556名のうち、回収数523通(回収率94.1%)、
これらはすべて有効回答とした(有効回答率100.0%)

■16～79歳

性別／世代	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	合計
男性	37	52	72	100	115	172	179	727
女性	44	78	136	168	158	230	251	1,065
合計	81	130	208	268	273	402	430	1,792

■小児

	未就学児(5歳児)	小学2年生	小学5年生	中学2年生
有効回答数	1,123	478	490	523

16～79歳 回答票

あなたご自身についておたずねします。

【F1】 あなたの性別はどちらですか。(○はひとつ)

- | | |
|------|----------------|
| 1 男性 | (727人、40.6%) |
| 2 女性 | (1,065人、59.4%) |

【F2】 あなたの年齢は次のうちどれにあてはまりますか。(○はひとつ)

- | | |
|-------|--------------|
| 1 10代 | (81人、4.5%) |
| 2 20代 | (130人、7.3%) |
| 3 30代 | (208人、11.6%) |
| 4 40代 | (268人、15.0%) |
| 5 50代 | (273人、15.2%) |
| 6 60代 | (402人、22.4%) |
| 7 70代 | (430人、24.0%) |

【F3】 あなたの「主な職業」または「現在の状況」は次のうちどれにあてはまりますか。(○はひとつ)

- | | |
|---------------------------------|--------------|
| 1 自営業主(農林漁業を除く) | (69人、3.9%) |
| 2 農林漁業 | (20人、1.1%) |
| 3 会社や団体の役員 | (64人、3.6%) |
| 4 家族従事者(例:自営業主の家族でその仕事に従事している人) | (41人、2.3%) |
| 5 勤め人(会社員や公務員等) | (554人、30.9%) |
| 6 パートタイム、アルバイト | (297人、16.6%) |
| 7 学生・専業主婦(主夫) | (321人、17.9%) |
| 8 無職 | (373人、20.8%) |
| 9 その他 | (42人、2.3%) |

【F4】 あなたの世帯構成は次のうちどれにあてはまりますか。(○はひとつ)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 ひとり暮らし | (279人、15.6%) |
| 2 夫婦のみ | (546人、30.5%) |
| 3 親子 | (743人、41.5%) |
| 4 三世代(親・子・孫) | (142人、7.9%) |
| 5 その他 | (77人、4.3%) |

【F5】 あなたの身長と体重を教えてください。

※20歳以上は、BMIを算出。

食育についておたずねします。

【問1】 あなたは、「食育」という言葉を知っていますか。(○はひとつ)

- | | |
|---------------------|--------------|
| 1 意味も含めて知っている | (948人、52.9%) |
| 2 聞いたことはあるが、意味は知らない | (723人、40.3%) |
| 3 知らない | (116人、6.5%) |

【問2】 あなたは「食育」に関する取り組みを行っていますか。(○はひとつ)

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 取り組んでいる | (661人、36.9%) |
| 2 今後、取り組みたいと思う | (626人、34.9%) |
| 3 取り組んでいない(取り組む予定はない) | (459人、25.6%) |

【問3】 問2で「1取り組んでいる」「2今後、取り組みたいと思う」に○をつけた方のみご回答ください。
次の「食育」に関する項目にどの程度取り組んでいますか。(○はそれぞれひとつずつ)

「食育」に対する取り組みの例	取り組んでいる 継続して いる	取り組んで いる	ときどき 取り組んで いる	今後取り組 みたい ないが	取り組む予定 はない	無回答
ア. 食べ物の栄養やバランスに配慮すること	604人 46.9%	534人 41.5%	137人 10.6%	2人 0.2%	10人 0.8%	
イ. 料理を作るときに油脂や食塩の使い過ぎに気を付けること	660人 51.3%	460人 35.7%	147人 11.4%	11人 0.9%	9人 0.7%	
ウ. 食品の安全性に配慮すること (食中毒予防や食品添加物など)	791人 61.5%	383人 29.8%	101人 7.8%	4人 0.3%	8人 0.6%	
エ. 食べ物の生産や製造の過程に関心を持つこと	468人 36.4%	533人 41.4%	246人 19.1%	26人 2.0%	14人 1.1%	
オ. 食べ物の買いすぎや料理を作りすぎないようにすること	586人 45.5%	530人 41.2%	156人 12.1%	8人 0.6%	7人 0.5%	
カ. 地元の食材を積極的に使用すること	530人 41.2%	469人 36.4%	247人 19.2%	30人 2.3%	11人 0.9%	
キ. 郷土料理などに関心を持つこと	298人 23.2%	485人 37.7%	423人 32.9%	66人 5.1%	15人 1.2%	
ク. 子どもに食べ物に関する話をすること	298人 23.2%	437人 34.0%	317人 24.6%	158人 12.3%	77人 5.9%	
ケ. 災害時の非常食を常備することに関心を持つこと	225人 17.5%	367人 28.5%	644人 50.0%	41人 3.2%	10人 0.8%	
コ. 食に関するイベントに参加すること	76人 5.9%	202人 15.7%	659人 51.2%	330人 25.6%	20人 1.6%	
サ. 低栄養にならないように配慮すること	669人 52.0%	419人 32.6%	170人 13.2%	19人 1.5%	10人 0.8%	

注意:小数点第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

【問4】 問2で「3取り組んでいない(取り組む予定はない)」に○をついた方のみご回答ください。
「食育」に関する取り組みを行わない理由は何ですか。(○はいくつでも)

- | | |
|------------------------------|--------------|
| 1 食育について身近に教わる人がいないから | (85人、18.5%) |
| 2 食育はむずかしそうだから | (90人、19.6%) |
| 3 食育を始めるきっかけがないから | (140人、30.5%) |
| 4 他のこと(仕事、趣味等)で忙しいから | (140人、30.5%) |
| 5 食費や食に関することにお金をかけることができないから | (114人、24.8%) |
| 6 その他 | (73人、15.9%) |

【問5】 あなたは、佐世保市や長崎県産の農畜産物・水産物にどのようなものがあるか知っていますか。(○はひとつ)

- | | |
|---------|----------------|
| 1 知っている | (1,357人、75.7%) |
| 2 知らない | (406人、22.7%) |

【問6】 あなたは、佐世保市や長崎県産の農畜産物・水産物はどのようなところで生産・加工されているか知っていますか。(○はひとつ)

- | | |
|---------|--------------|
| 1 知っている | (882人、49.2%) |
| 2 知らない | (863人、48.2%) |

【問7】 あなたは次のうち知っているものがありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 食事バランスガイド | (730人、40.7%) |
| 2 食生活指針 | (249人、13.9%) |
| 3 6つの基礎食品群 | (815人、45.5%) |
| 4 3色分類 | (805人、44.9%) |
| 5 食育ガイド | (143人、8.0%) |
| 6 いずれも知らない | (495人、27.6%) |

【問8】 あなたは、過去5年間で、食育に関するイベントにボランティアとして参加したことがありますか。(○はひとつ)

- | | |
|------|----------------|
| 1 ある | (80人、4.5%) |
| 2 ない | (1,681人、93.8%) |

食事の状況についておたずねします。

【問9】 あなたは、いつも朝食を食べていますか。(○はひとつ)

- | | |
|-------------|----------------|
| 1 毎日食べる | (1,390人、77.6%) |
| 2 週に4~5日食べる | (116人、6.5%) |
| 3 週に2~3日食べる | (136人、7.5%) |
| 4 全く食べない | (129人、7.2%) |

【問10】 あなたは、主食・主菜・副菜を3つそろえて食べることが、1日に2回以上ある日は週に何日ありますか。(○はひとつ)

- | | |
|----------|--------------|
| 1 ほとんど毎日 | (805人、44.9%) |
| 2 週に4~5日 | (385人、21.5%) |
| 3 週に2~3日 | (364人、20.3%) |
| 4 ほとんどない | (214人、11.9%) |

【問11】 あなたの家では、主に誰が調理していますか。(○はひとつ)

- | | |
|----------------------------------|--------------|
| 1 自分が主に調理している | (905人、50.5%) |
| 2 自分以外の人が主に調理している | (649人、36.2%) |
| 3 自分も、自分以外の人もほぼ同等に調理している | (131人、7.3%) |
| 4 外食や調理済み食品の購入が主なので、調理をほとんどしていない | (65人、3.6%) |

【問12】 あなたは、外食や調理済み食品(弁当・惣菜など)を食べることが週に何日ありますか。

- | | |
|----------|--------------|
| 1 ほとんど毎日 | (118人、6.6%) |
| 2 週に4~5日 | (134人、7.5%) |
| 3 週に2~3日 | (657人、36.7%) |
| 4 ほとんどない | (858人、47.9%) |

【問13】 問12で「1ほとんど毎日」「2週に4~5日」「3週に2~3日」に○をつけた方のみご回答ください。

外食や調理済み食品(弁当・惣菜など)でメニューを選ぶ際に気をつけていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|------------------|--------------|
| 1 栄養バランスがいいものを選ぶ | (357人、39.3%) |
| 2 野菜の量が多いものを選ぶ | (337人、37.1%) |
| 3 塩分の少ないものを選ぶ | (175人、19.3%) |
| 4 油の少ないものを選ぶ | (213人、23.4%) |
| 5 その他 | (52人、5.7%) |
| 6 特に気をつけていることはない | (274人、30.1%) |

【問14】 生活習慣病の予防や改善のために、あなたはふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践していますか。(○はひとつ)

- | | |
|---------------|--------------|
| 1 いつも実践している | (502人、28.0%) |
| 2 ときどき実践している | (728人、40.6%) |
| 3 あんまり実践していない | (381人、21.3%) |
| 4 全く実践していない | (147人、8.2%) |

【問15】 あなたは、家族と一緒に食事をする日は、週に何日くらいありますか。(○はひとつ)

- | | |
|------|----------------|
| 1 1日 | (68人、3.8%) |
| 2 2日 | (46人、2.6%) |
| 3 3日 | (50人、2.8%) |
| 4 4日 | (42人、2.3%) |
| 5 5日 | (48人、2.7%) |
| 6 6日 | (58人、3.2%) |
| 7 毎日 | (1,211人、67.6%) |
| 8 なし | (238人、13.3%) |

【問16】 あなたは、食事の際に、習慣にしていることはありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| 1 「いただきます」「ごちそうさま」と言う | (1,257人、70.1%) |
| 2 茶碗やお椀をもって食べる | (1,417人、79.1%) |
| 3 箸を正しく持つ | (1,283人、71.6%) |
| 4 ひじをつかない | (1,260人、70.3%) |
| 5 音をたてないように食べる | (986人、55.0%) |
| 6 配膳や後片付けをする | (1,353人、75.5%) |
| 7 食事中にテレビを見ない | (187人、10.4%) |
| 8 食事中に新聞、雑誌などを見ない | (1,011人、56.4%) |
| 9 食事中に携帯電話などを使わない | (872人、48.7%) |
| 10 食事の前に必ず手を洗う、または、アルコール消毒をする | (1,074人、59.9%) |
| 11 その他 | (39人、2.2%) |

【問17】 あなたは「食品ロス」が問題となっていることを知っていますか。(○はひとつ)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 よく知っている | (902人、50.3%) |
| 2 ある程度知っている | (714人、39.8%) |
| 3 あまり知らない | (102人、5.7%) |
| 4 全く知らない | (51人、2.8%) |

【問18】 あなたは「食品ロス」を減らすために取り組んでいることはありますか。(○はいくつでも)

- | | |
|--------------------------------------|----------------|
| 1 料理を作り過ぎない | (887人、49.5%) |
| 2 残さず食べる | (1,205人、67.2%) |
| 3 残った料理を別の料理に作り替える(リメイクする) | (543人、30.3%) |
| 4 冷凍保存を活用する | (927人、51.7%) |
| 5 日頃から冷凍庫などの食材の種類・量・期限表示を確認する | (694人、38.7%) |
| 6 賞味期限を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する | (1,086人、60.6%) |
| 7 小分け商品、少量パック、ばら売り等食べきれる量を購入する | (665人、37.1%) |
| 8 飲食店などで注文し過ぎない | (626人、34.9%) |
| 9 その他() | (38人、2.1%) |
| 10 取り組んでいることはない | (57人、3.2%) |

食品表示や食に関する情報についておたずねします。

【問19】 買い物をする際に、食品表示を見ていますか。(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| 1 賞味期限及び消費期限を見ている | (1,570人、87.6%) |
| 2 栄養成分表示【エネルギー(○○kcal)等】を見ている | (583人、32.5%) |
| 3 原材料名を見ている | (722人、40.3%) |
| 4 産地表示を見ている | (1,089人、60.8%) |
| 5 その他() | (31人、1.7%) |
| 6 食品表示は見ていない | (112人、6.3%) |

【問20】 あなたは、食や食育についての情報をどこから(または、どのように)入手しますか。
(○はいくつでも)

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1 市場・直売所 | (403人、22.5%) |
| 2 スーパー・小売店 | (813人、45.4%) |
| 3 デパート | (71人、4.0%) |
| 4 コンビニエンスストア | (158人、8.8%) |
| 5 雑誌 | (290人、16.2%) |
| 6 フリーペーパー | (167人、9.3%) |
| 7 新聞 | (466人、26.0%) |
| 8 ラジオ・テレビ | (702人、39.2%) |
| 9 インターネット | (520人、29.0%) |
| 10 佐世保市の広報やホームページ | (283人、15.8%) |
| 11 その他() | (113人、6.3%) |

【問21】 佐世保市が主催する食育に関する講座を受講したことがありますか。(○はひとつ)

- | | |
|------|----------------|
| 1 ある | (119人、6.6%) |
| 2 ない | (1,636人、91.3%) |

【問22】 問21で「1ある」に○をつけた方のみご回答ください。
受講した講座名もしくは講座の名前をご記入ください。

【問23】 あなたは「健康づくり応援の店」を知っていますか。(○はひとつ)

- | | |
|---------|----------------|
| 1 知っている | (89人、5.0%) |
| 2 知らない | (1,648人、92.0%) |

【問24】 問23で「1知っている」に○をつけた方のみご回答ください。
「健康づくり応援の店」を利用したことがありますか。(○はひとつ)

- | | |
|------|-------------|
| 1 ある | (51人、57.3%) |
| 2 ない | (31人、34.8%) |

【問25】 「健康づくり応援の店」でどのような情報を提供してほしいと思いますか。(自由記入)

歯や体の健診等の状況についておたずねします。

【問26】 あなたは、食べるときによくかむことを意識していますか。(○はひとつ)

- | | |
|-------------------------------|----------------|
| 1 一口30回以上かむことを意識している | (94人、5.2%) |
| 2 特にかむ回数は意識していないが、よくかむようにしている | (1,110人、61.9%) |
| 3 意識していない | (527人、29.4%) |

【問27】 あなたは、定期的に歯科健診を受けていますか。(○はひとつ)

- | | |
|-----------|--------------|
| 1 受けている | (779人、43.5%) |
| 2 以前受けていた | (366人、20.4%) |
| 3 受けていない | (593人、33.1%) |

【問28】 あなたは、歯科以外でも定期的に健康診断を受けていますか。(○はひとつ)

- | | |
|-----------|----------------|
| 1 受けている | (1,165人、65.0%) |
| 2 以前受けていた | (156人、8.7%) |
| 3 受けていない | (416人、23.2%) |

就学前(5歳児)、小学2年生、小学5年生、中学2年生

食事の状況についておたずねします。

【問1】 いつも朝食を食べていますか。(○はひとつ)

		就学前(5歳児)	小学2年生	小学5年生	中学2年生
1	毎日食べる	1,608人 95.1%	435人 91.0%	429人 87.6%	455人 87.0%
2	1週間に 4~5日食べる	40人 3.6%	17人 3.6%	33人 6.7%	41人 7.8%
3	1週間に 2~3日食べる	12人 1.1%	13人 2.7%	16人 3.3%	17人 3.3%
4	まったく食べない	1人 0.1%	11人 2.3%	10人 2.0%	3人 0.6%

【問2】 食事のとき、右の絵の様に「はし」を持っていますか。(○はひとつ)



		就学前(5歳児)	小学2年生	小学5年生	中学2年生
1	持っている	789人 70.3%	327人 68.4%	352人 71.8%	431人 82.4%
2	持っていない	323人 28.8%	149人 31.2%	135人 27.6%	86人 16.4%

【問3】普段食事の際に習慣にしていることはありますか。(○はいくつでも)

		就学前(5歳児)	小学2年生	小学5年生	中学2年生
1	「いただきます」「ごちそうさま」という	988人 88.0%	362人 75.7%	407人 83.1%	464人 88.7%
2	食べ残さない	537人 47.8%	268人 56.1%	272人 55.5%	368人 70.4%
3	茶碗やお椀をもって食べる	630人 56.1%	357人 74.7%	342人 69.8%	426人 81.5%
4	ひじをつかない	807人 71.9%	336人 70.3%	296人 60.4%	361人 69.0%
5	音をたてないように食べる (就学前のみ:口の中に入れたまま話さない)	436人 38.8%	286人 59.8%	210人 42.9%	315人 60.2%
6	配膳や後片付けをする	704人 62.7%	336人 70.3%	332人 67.8%	379人 72.5%
7	食事中にテレビを見ない	347人 30.9%	215人 45.0%	99人 20.2%	83人 15.9%
8	食事中にマンガ本などを見ない		355人 74.3%	335人 68.4%	354人 67.7%
9	食事中に携帯電話などを見ない		321人 67.2%	299人 61.0%	305人 58.3%
10	食事の前に必ず手を洗う、または、アルコール消毒をする	439人 39.1%	259人 54.2%	217人 44.3%	261人 49.9%
11	その他	56人 5.0%	54人 11.3%	27人 5.5%	19人 3.6%

【問4】平日の就寝時刻と起床時刻、起きてから家を出るまでにかかる時間は何分ですか。

【問5】家で主菜に魚を食べていますか(焼き魚のような魚のおかずを食べていますか)
(○はひとつ)

		就学前(5歳児)	小学2年生	小学5年生	中学2年生
1	ほとんど毎日	55人 4.9%	73人 15.3%	51人 10.4%	61人 11.7%
2	時々食べる	984人 87.6%	321人 67.2%	380人 77.6%	401人 76.7%
3	ほとんど食べない	81人 7.2%	81人 16.9%	54人 11.0%	53人 10.1%

【問6】朝食・夕食で野菜を食べていますか。(○はひとつ)

		就学前(5歳児)	小学2年生	小学5年生	中学2年生
1	(毎日)朝食でも夕食でも食べる	240人 21.4%	175人 36.6%	154人 31.4%	166人 31.7%
2	1日1回食べる	662人 58.9%	142人 29.7%	217人 44.3%	240人 45.9%
3	ときどき食べる	180人 16.0%	131人 27.4%	93人 19.0%	97人 18.5%
4	ほとんど食べない	41人 3.7%	27人 5.6%	25人 5.1%	12人 2.3%

【問7】問6で「2 1日1回食べる」「3 ときどき食べる」「4 ほとんど食べない」に○をつけた方のみご回答ください。

野菜を毎食食べない理由は何ですか。(朝食・夕食で野菜を食べない理由は何ですか)
(○はいくつでも)

		就学前(5歳児)	小学2年生	小学5年生	中学2年生
1	味がきらいだから	251人 28.4%	62人 20.7%	76人 22.7%	45人 12.9%
2	食べた感じがきらいだから	148人 16.8%	49人 16.3%	44人 13.1%	20人 5.7%
3	見ためがきらいだから	93人 10.5%	24人 8.0%	15人 4.5%	11人 3.2%
4	食事の時に出てこない(出さない)から	453人 51.3%	173人 57.7%	192人 57.3%	244人 69.9%
5	その他	177人 20.0%	31人 10.3%	67人 20.0%	58人 16.6%

【問8】(小学5年生・中学2年生は【問10】)

朝食または夕食を一人で食べることがありますか。(○はひとつ)

		就学前(5歳児)	小学2年生	小学5年生	中学2年生
1	ない	974人 86.7%	339人 70.9%	336人 68.6%	260人 49.7%
2	時々ある	123人 11.0%	108人 22.6%	134人 27.3%	213人 40.7%
3	ほとんど毎日	19人 1.7%	26人 5.4%	16人 3.3%	40人 7.6%

【問9】（小学5年生・中学2年生は【問11】）

食べるとき、「よくかむこと」に気をつけていますか。（○はひとつ）

		就学前（5歳児）	小学2年生	小学5年生	中学2年生
1	一口30回以上かむことに気をつけている	15人 1.3%	45人 9.4%	24人 4.9%	19人 3.6%
2	かむ回数は数えていないが、よくかむように気をつけている	772人 68.7%	358人 74.9%	311人 63.5%	321人 61.4%
3	何も気をつけていない	319人 28.4%	64人 13.4%	149人 30.4%	160人 30.6%

【問10】（就学前：5歳児のみ）生活で気をつけていることはありますか。（○はいくつでも）

- | | |
|----------------------|--------------|
| 1 食事の量（一人分ずつ盛り付ける） | (721人、64.2%) |
| 2 食事の時間を決めている | (568人、50.6%) |
| 3 食事回数は1日3食とおやつ | (786人、70.0%) |
| 4 菓子やジュースの時間と量を決めている | (441人、39.3%) |
| 5 味付けは大人より薄味にしている | (155人、13.8%) |
| 6 体を動かす遊びをさせている | (587人、52.3%) |

※小学5年生・中学2年生のみの設問

【問8】自分で「ご飯」を作って食べることがありますか。（○はひとつ）

		小学5年生	中学2年生
1	よくある	47人、9.6%	64人、12.2%
2	時々ある	285人、58.2%	285人、54.5%
3	ない	156人、31.8%	164人、31.4%

【問9】自分で弁当を買って食べることがありますか。（○はひとつ）

		小学5年生	中学2年生
1	よくある	18人、3.7%	31人、5.9%
2	時々ある	160人、32.7%	222人、42.4%
3	ない	306人、62.4%	260人、49.7%

【問12】佐世保市や長崎県産の農畜産物・水産物にどのようなものがあるか知っていますか。
(○はひとつ)

		小学5年生	中学2年生
1	知っている	340人、69.4%	282人、53.9%
2	知らない	146人、29.8%	230人、44.0%

【問13】 佐世保市や長崎県産の農畜産物・水産物はどのようなところで生産・加工されているか知っていますか。(○はひとつ)

		小学5年生	中学2年生
1	知っている	229人、46.7%	109人、20.8%
2	知らない	256人、52.2%	403人、77.1%

【問14】 あなたの身長と体重を教えてください。

※小学5年生・中学2年生は、身長・体重から、身長別標準体重を求める係数を計算式に当てはめて《肥満度》を算出するが、そのためには「性別」が必要である。

しかし、回答票を検定・作成する際に、小児に関しては男女の区別をしておらず、その項目を回答票内に含めていなかったため《肥満度》の算出ができなかった。

【問15】 体型を気にしたりすることはありませんか。(○はひとつ)

		小学5年生	中学2年生
1	ある	220人、44.9%	247人、47.2%
2	ない	262人、53.5%	257人、49.1%

【問16】 普段の生活でどのようなことに気をつけていますか。(○はいくつでも)

		小学5年生	中学2年生
1	食事の量(ご飯の量など)	201人、41.0%	192人、36.7%
2	食事の回数	146人、29.8%	128人、24.5%
3	食事の時間	145人、29.6%	113人、21.6%
4	間食に気をつける	122人、24.9%	142人、27.2%
5	栄養成分表示【エネルギー(○○kcal)等】を見る	79人、16.1%	81人、15.5%
6	運動をする	242人、49.4%	221人、42.3%
7	特に気をつけていない	136人、27.8%	124人、23.7%
その他 ()		21人、4.3%	13人、2.5%

資料2 用語の解説

※50音順に掲載

か 行

● 噙ミング30 (P5,11,22,28,37,38,39,40,43,44)

食育を推進し、より健康な生活を送ることを目指すために、一口30回以上噛むことを目標としたキャッチフレーズのことです。『歯科保健と食育の在り方に関する検討会報告書「歯・口の健康と食育～嚙ミング30（カミングサンマル）を目指して～』が、平成21年7月13日に厚生労働省から公表されました。

● 郷土料理 (P14,23,50,77)

各地域の産物を上手に活用して、風土に合った食べ物として作られ、食べられるもの。佐世保市には、もろぶた寿司や佐世保汁などがあります。

● 健康寿命 (P4,21,26,28)

病気や認知症、衰弱などで要介護状態となった期間を、平均寿命から差し引いた寿命のこととで、心身ともに健康で自立した生活を送る期間を表しています。これは、WHO(世界保健機関)が提唱した新しい指標です。

● 健康づくり応援の店 (P54)

栄養成分表示やヘルシーメニューの提供などを取り組んでいる飲食店として登録された店舗のことです。市民一人ひとりの健康に配慮した食の取り組みの機会の増加などの環境整備を目的としています。

さ 行

● 授乳・離乳の支援ガイド (P46)

授乳期・離乳期が母子の健康にとって極めて重要な時期であるため、授乳・離乳をとおして、母子の健康維持とともに、健やかな親子関係の形成や、子どもの成長・発達への支援をねらいとして、平成19年3月14日に厚生労働省が策定したものです。

● サルコペニア (P25)

加齢や疾患により筋肉量が減少し、全身の筋力低下および身体機能の低下が生じる状態。

● 食育ガイド (P28,51)

乳幼児から高齢者に至るまで、ライフステージのつながりを大切にし、生涯にわたりそれぞれの世代に応じた食育の実践を促すため、平成24年に作成、公表されたものであり、食べ物の生産から食卓までの「食べ物の循環」やライフステージを踏まえた「生涯にわたる食の営み」等を「食育の環(わ)」として図示し、各ステージに応じた具体的な取り組みを提示したものです。

● 食事バランスガイド (P51)

健康で豊かな食生活の実現を目的に策定された「食生活指針(平成12年3月)」を具体的に行動に結びつけるものとして、平成17年6月に農林水産省と厚生労働省により作成されたものです。食事の基本を身につけるための望ましい食事のとり方やおよその量を分かりやすく示しています。

なお、長崎県においては、県内の食材や郷土料理を取り入れ、県民に親しみをもって活用されることを目的に、長崎県版バランスガイドを平成18年に作成しています。



● 食生活改善推進員 (P32,33,39,45,46,47)

市が開催する「食生活改善推進員養成講座」に参加し、食生活改善や健康づくりに関する講習を約20時間修了した者のことです。市民の健康づくりへの支援について、各地域などにおいて、食に関するボランティア活動を行っています。

● 食生活指針 (P51)

国民の健康増進や生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るため、食生活において国民一人ひとりが具体的に実践できる10項目からなる目標のことです。平成12年に農林水産省、文部省(当時)、厚生労働省により策定されたものです。

● 食品ロス (P1,6,15,19,23,26,28,37,38,39,40,46,53,76)

食べられる状態であるにもかかわらず捨てられる食品のことです。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因です。

● スマート・ライフ・プロジェクト (P21,31,39,45)

「健康寿命を延ばそう。」をスローガンに、国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目指とした厚生労働省の国民運動のことです。

● ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service;SNS) (P29,32,36,41,45)

登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。

た行

● 低栄養 (P14,50)

摂食・咀嚼・嚥下機能や消化吸収機能の低下、運動機能の低下による消費エネルギーの減少(空腹感の欠如)などにより、食事摂取量が減少し、エネルギー・タンパク質の摂取量が不足しがちになることです。

低栄養の結果、免疫力の低下、転倒の危険性が増すなどのリスクが増大し、生活自立度の低下や介護の必要性が高まることなどが指摘されています。

な行

● 中食 (P9,10,21,26)

家庭外で調理された総菜や弁当類などを購入し、家庭の食卓で利用する食生活の形態のことです。レストランなどの外食と家庭での料理(内食)との中間に位置づけられています。

は行

● BMI (P49)

Body Mass Indexの略で成人の体格指数として用いられています。体重と身長の関係から算出した肥満度を表す指標のことです。体重(kg)÷【身長(m)×身長(m)】で表されます。年齢によって目標とするBMIの範囲は異なります。

目標とするBMIの範囲(18歳以上)

年齢(歳)	目標とする BMI(kg/m ²)
18~49	18.5~24.9
50~64	20.0~24.9
65~74	21.5~24.9
75以上	21.5~24.9

● ブルーツーリズム (P33,40,46,47)

漁村滞在型余暇活動の通称であり、島や沿岸部の漁村に滞在し、漁業体験、漁村の生活体験、海の自然観察などをとおして心と体をリフレッシュさせる余暇活動です。

● 複合料理 (P9)

肉や野菜など、様々な具材が入っているカレーライスや丼物を含む「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」のことです。

● フレイル (P25)

加齢に伴って身体機能や予備能力が低下した状態であり、健康な状態と要介護となる状態の間に位置しています。

ら 行**● リスクコミュニケーション (P28,33,40,47)**

リスク評価やリスク管理の各過程や決定にあたって留意すべき点や考慮すべき事項について、消費者、食品関連事業者、専門家及び行政などの間で相互に意見や情報を交換することです。また、制度の円滑な実施に努めるとともに、正確な情報について意思の疎通や共通化を図ることです。

資料3 食育基本法

食 育 基 本 法

(平成十七年六月十七日)

(法律第六十三号)

食育基本法をここに公布する。

食育基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十五条)

第二章 食育推進基本計画等(第十六条—第十八条)

第三章 基本的施策(第十九条—第二十五条)

第四章 食育推進会議等(第二十六条—第三十三条)

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようになるとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようになることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦(そう)身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾(はん)濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあっては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行わなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配意及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配意し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十二条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進

会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
- 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることがある。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年七月政令二三五号により、平成一七年七月一五日から施行)

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成二一年六月五日法律第四九号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日(平成二一年九月一日)から施行する。(後略)

附 則(平成二七年九月一一日法律第六六号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日
- 二 (略)

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

資料4 佐世保市食育推進会議条例**佐世保市食育推進会議条例**

平成18年3月27日

条例第17号

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)第33条第1項の規定に基づき、佐世保市食育推進会議(以下「食育推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 食育推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第18条に規定する本市の食育推進計画の作成及びその実施の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育に関する重要事項の審議及び食育に関する施策実施の推進に関すること。

(委員)

第3条 食育推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であつてもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 食育推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、食育推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 食育推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 食育推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 食育推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条の2 食育推進会議の会議は、公開とする。ただし、食育推進会議において必要と認めた場合は、非公開とすることができます。

(庶務)

第7条 食育推進会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(意見の聴取)

第8条 食育推進会議は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

2 佐世保市附属機関設置条例(平成8年条例第18号)の一部を次のように改正する。

(次のよう)略

資料5 食育推進検討委員会設置要綱

食育推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐世保市食育推進計画に基づき、食育を全庁的に推進するため、食育推進検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育推進実施計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 食育推進の施策に関すること。
- (3) 食育に係る情報の収集・提供に関すること。
- (4) その他食育の推進に関して必要なこと。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表1に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- 2 検討委員会に委員長を置く。
- 3 委員長に健康づくり課長をあてる。
- 4 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

(検討委員会の会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、関係課長を委員に追加することができる。
- 3 検討委員会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 検討委員会の円滑な審議に資するため、ワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、第3条第1項に規定する委員が指名する職員で構成するものとし、ワーキンググループリーダーは、健康づくり課職員とする。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、保健福祉部健康づくり課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月17日から施行する。

佐世保市食育推進会議条例

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

1	農政課長
2	水産課長
3	人権男女共同参画課長
4	医療保険課長
5	長寿社会課長
6	健康づくり課長
7	生活衛生課長
8	食肉衛生検査所長
9	保育幼稚園課長
10	子ども保健課長
11	廃棄物減量推進課長
12	学校保健課長
13	社会教育課長

資料6 食育ピクトグラム

ピクトグラムは、食育の取り組みを分かりやすく単純化して表現したものであり、食育に関心の低い者も含め、幅広く、食育の取り組みについての情報発信、普及・啓発を行うことを目的として農林水産省において作成されました。

	カテゴリー	キャッチコピー	内容
①	共食 	みんなで楽しく食べよう	家族や仲間と、会話を楽しみながら食べる食事は、心も体も元気にします。
②	朝食欠食の改善 	朝ごはんを食べよう	朝食の摂取は、健康的な生活習慣につながります。
③	栄養バランスの良い食事 	バランスよく食べよう	主食・主菜・副菜の組み合わせた食事で、バランスの良い食生活になります。
④	生活習慣病の予防 	太りすぎないやせすぎない	適正体重の維持や減塩に努めて、生活習慣病を予防します。
⑤	歯や口腔の健康 	よくかんで食べよう	よくかんで食べることにより歯の発達・維持、食べ物による窒息を防ぎます。
⑥	食品の安全性の確保等 	手を洗おう	食品の安全性等についての基礎的な知識を持ち、自ら判断し、行動する力を養います。
⑦	災害への備え 	災害にそなえよう	いつ起こるかもしれない災害を意識し、非常時のための食料品を備蓄しておきましょう。
⑧	環境との配慮(調和) 	食べ残しなくそう	SDGsの目標である持続可能な社会を達成するため、環境に配慮した農林水産物・食品を購入したり、食品ロスの削減を進めたりします。

⑨	地産地消の推進 	産地を応援しよう	地域でとれた農林水産物や被災地産品等を消費することは、食を支える農林水産業や地域経済の活性化、環境負荷の低減につながります。
⑩	農林漁業体験 	食・農の体験をしよう	農林漁業を体験して、食や農林漁業への理解を深めます。
⑪	日本の食文化の継承 	和食文化を伝えよう	地域の郷土料理や伝統料理などの食文化を大切にして、次の世代への継承を図ります。
⑫	食育の推進 	食育を推進しよう	生涯にわたって心も身体も健康で、質の高い生活を送るために「食」について考え、食育の取り組みを応援します。